

出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

島 根 県

目 次

1. 都市計画の目標

- 1) 都市づくりの基本理念..... 1
- 2) 地域毎の市街地像..... 3

2. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の決定の有無..... 4

3. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針..... 5
 - ① 主要用途の配置の方針 5
 - ② 土地利用の方針 7
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針..... 9
 - ① 交通施設 9
 - ② 下水道及び河川 13
 - ③ その他の都市施設 14
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針..... 14
 - ① 主要な市街地開発事業の決定の方針 14
 - ② 市街地整備の目標 14
- 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針..... 15
 - a 基本方針 15
 - b 主要な緑地の配置の方針 16
 - c 実現のための具体の都市計画制度の方針 17

- 出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図 18

出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (島根県決定)

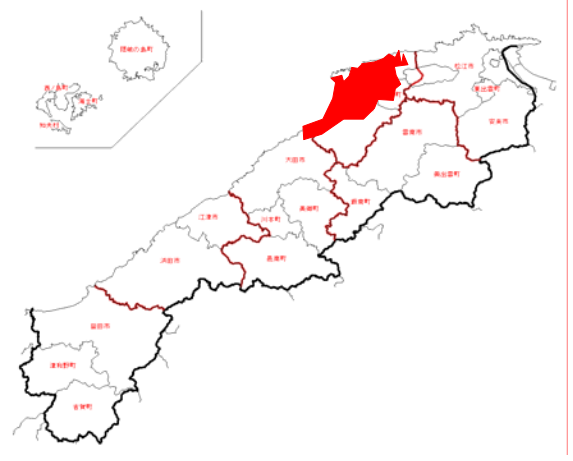
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

出雲都市計画区域は、島根県の東部に位置し、出雲市及び斐川町で構成される面積 314 km²、人口約 16 万人を擁する都市計画区域である。

本区域は、複数の都市等の有機的連携と機能分担を通じて高次の都市機能の成立を促す地域である「宍道湖・中海都市圏」の一部として、松江都市圏や鳥取県米子都市圏と連携して、山陰の拠点都市の形成を進めるべき地域と位置づけられる。

本区域の範囲規模は以下のとおりである。

都市計画区域 の範囲及び規模	市町名	範 囲	面 積(ha)	
	出雲市	行政区域の一部	24,824	
	斐川町	〃	6,611	
	計	〃	31,435	

1) 都市づくりの基本理念

出雲都市圏は出雲市を中心とした広域都市圏で、山陰地域の拠点として、松江都市圏とともに県土の発展を支えることが必要とされている。

また、市町合併により集積した豊かな資源と都市圏内の各市町の特性を生かすため、機能の分担と連携による広域的な都市づくりをする必要がある。

こうした広域的都市づくり構想の実現のために、農林漁業との健全な調和と良好な都市環境の保全に配慮しながら、土地の合理的利用を図り、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保できるよう地域の特色を生かした都市機能の充実、強化を推進していく。

各地域の役割としては、出雲地域は宍道湖・中海都市圏の中核都市拠点、平田地域は東部都市拠点、大社地域は歴史・文化を生かした観光都市拠点、多伎、湖陵地域は保養・交流拠点、斐川町は先端技術産業の集積する産業拠点をを目指す。また、市街地周辺部は優良農地や丘陵部の山林と隣接しており、農産物供給地や自然景観の構成要素が配置されている。

今後、さらに各地域の連携を強化し、地域特性や自然資源を生かしながら、商業、工業、観光及び農業等の産業のバランスがとれた都市を形成する必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

- 広域的な交通網の充実を図るため、「山陰道」、地域高規格道路「境港出雲道路」、「出雲空港」及び「河下港」の整備・拡充を進める。これにより、山陰の拠点都市として、松江市及び周辺市町と連携しながら、交流人口の拡大を図る。
- 宍道湖・中海都市圏の中心都市として魅力ある高次都市機能の充実を図るため、優先的に市街地の整備を図る。中心市街地の有効・高度利用を図るとともに、未利用地の整序、面的整備を行った区域の定住促進を図る。
- 市街地周辺部においては、田園環境と市街地及び既存集落が調和のとれた秩序ある都市形成を目指す。
- 生活環境の優れた、住み続けたいと思える安心・安全なまちづくりを目標に、生活道路、身近な公園、下水道、河川等の整備を進めるとともに、地域の住民活動の活性化を図る。
- 出雲大社や荒神谷遺跡などの歴史・文化資源と日本海や宍道湖及び北山などの豊かな自然資源を有機的に結びつけ、出雲都市圏らしさ（地域特性）を活かした観光振興及びレクリエーションの活性化を目指す。
- 未来を担う人材育成を図るため、芸術文化・教育施設の整備を図るとともに、子育て支援の充実及び文化・教育環境の整備に努める。
- 魅力ある商業機能の向上及び地場産業の振興を図るため中小企業の支援や観光・伝統産業の振興及び地域産業の高度化、複合化等を促進するなど産業基盤の充実を図る。
- 島根大学医学部附属病院、県立中央病院などの医療機関の集積を十分活用し、島根県の健康福祉の先導的役割を担うため、保健・医療・福祉の充実した都市を目指す。

2) 地域毎の市街地像

地 域		将 来 の 市 街 地 像
出雲市	出雲地域	本区域の中心地であり、官公署・企業・商業・サービス等の立地を促進し、宍道湖・中海都市圏の中心都市としての高次都市機能の充実を図る。 また、集積する高度医療・福祉機能を一層強化連携し、地域全体の医療福祉環境の向上を図る。
	平田地域	本区域の第2（東部）の都市核を形成するため、街路事業等による中心市街地整備や企業立地の促進、質の高い住環境の整備を行う。 また、日本海、宍道湖及び北山地区などの景観及び環境を適切に保全しつつ、既存集落の環境整備や利便性の向上を図る。
	多伎地域	岐久海岸や田儀海岸を中心に豊かな海洋資源を活用し、健康文化の拠点及び出雲と石見を結ぶ観光・交流の拠点としての整備を図るとともに、特産物による産業振興を図る。
	湖陵地域	豊かな自然環境との調和がとれた快適住空間の実現を図るとともに、神西湖及び神西湖西岸の温泉を中心とした保養拠点としての役割も果たす。
	大社地域	歴史・文化のシンボル空間である出雲大社門前町を観光・文化・交流の拠点として整備を図る。
斐 川 町		県内最大の工業拠点として各工業団地への企業誘致を促進するとともに、魅力ある住宅地の供給を行い、就業機会の充実を図る。また、優良な自然景観と伝統的文化財を活かして、保養・健康・遊機能の整備を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域において、「市街化圧力」「不良街区の形成防止」「良好な市街地形成」「産業基盤の確保」「都市基盤施設整備」「区域区分に関連した要望と地域が望むまちづくり」「用途地域が定まっていない区域の土地利用」「営農条件の確保」「緑地の確保」の観点から、区域区分の必要性について検証・評価を行った。その結果、

- ・ 出雲市及び斐川町の行政区域人口は近年まで増加傾向を示していたが、今後は、少子高齢化の影響から、行政区域人口については微減で、都市計画区域人口については横ばいで推移すると考えられる。よって、総合的に判断すると、本区域における市街化圧力はあまり高いとは言えない状況となっている。
- ・ 出雲地域の用途地域内においては、現行の土地利用規制の中で、計画的、効率的に都市基盤整備が行われ、特に土地区画整理事業により産業基盤の整備や住宅地整備が積極的に進められ、良好な市街地形成が行われている。また、今後も、引き続き計画的に整備を図っていくものとする。
- ・ 出雲地域の市街地周辺部に点在する既存集落の周辺や、幹線道路沿線の一部において、住宅や商業施設等の立地が見られ、用途の混在や営農・自然環境への影響が懸念されるが、将来人口を考慮すると、無秩序に市街地が拡散する可能性が低いことから、現行の土地利用規制の中で、産業基盤の整備や住宅地整備を計画的に進め、秩序ある市街地の形成を図るものとする。
- ・ 平田・大社地域及び斐川町においては、現行の土地利用規制の中で、計画的かつ効率的な都市基盤整備が行われ、今後も引き続き計画的に整備を図っていくものである。また、市街地周辺部においても、現行の土地利用規制の中で、良好な営農・自然環境の保全や秩序ある市街地の形成が十分に図られており、今後も引き続き計画的な土地利用を図るものとする。
- ・ 湖陵地域においては、現行の土地利用規制の中で、良好な営農・自然環境の保全や秩序ある市街地の形成が十分に図られており、今後も引き続き計画的な土地利用を図るものとする。
- ・ 多伎地域においては、新たに都市計画区域を指定することにより、開発行為に一定の規制が加わり、良好な営農・自然環境の保全や秩序ある市街地の形成を図るものとする。

以上のことから、出雲都市計画区域においては、新たに区域区分を設定する必要はないと判断する。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

都市及び自然環境に配慮するとともに、将来における土地利用を総合的に勘案し、住宅地、商業業務地、工業地及び流通業務地の各配置方針について以下のとおり定める。

用 途	地 区 名 等	配 置 の 方 針
住宅地	用途地域内 住居専用地域	比較的良好な低層の住宅地が形成されていることから、今後も良好な居住環境を保持するため、住居専用地域を配置する。
	用途地域内 その他住宅地	土地区画整理事業等により計画的に整備された地区については、良好な住宅地として配置し、その形成を推進する。また、その他の地区については、都市基盤整備を促進し、良好な居住環境の形成を図る。
	市街地周辺部	用途地域の外周で宅地化が進行している地区については、周辺の自然環境や田園環境との調和を図りながら、住宅地の適切な誘導を図る。
	郊外部既存集落	田園、山間地に点在する既存集落については、落ち着いた集落環境を保全する。
	郊外部新市街地	計画的に都市基盤整備が進められた郊外部の住宅団地については、良好な居住環境を備えた利便性の高い住宅地の形成を図る。
商業 業務地	J R 出雲市駅北を中心とする商業業務地	本区域の中核として、既に商業業務施設が集積しており、今後の商業業務需要に対処するため、都市基盤整備にあわせ土地の高度利用を図る。
	一般国道 9 号沿線 (出雲地域、斐川町)	一般国道 9 号は、本区域における主要幹線道路として交通量も多く、沿道には流通サービス系等の商業業務施設が多数立地しており、今後もこれらの機能を維持する。
	北部新市街地	一般国道 9 号バイパスと㊦北本町高岡線との交差点付近は、土地区画整理事業に伴い、県立中央病院などの公共公益施設、商業業務施設等が集積していることから、商業業務地を配置する。
	J R 出雲市駅南地区	商業業務施設等の高次都市機能の集積の促進を図ることを目的とし、都市基盤整備がなされていることから、地域の中核となる商業業務地を配置する。

商業 業務地	雲州平田駅を中心とする 商業業務地	平田地域の中核として、既に商業業務施設が 集積していることから、立地の優位性を活かし、 個性的で魅力ある商業業務地の計画的な誘導・ 育成等、中心市街地の活性化を図る。
	一般国道 431 号沿線 (平田地域)	一般国道 431 号は、松江市と出雲市を結ぶ主要 幹線道路して交通量も多く、沿線には流通サー ビス系統の商業業務施設が多数立地しており、 今後もこれらの機能を拡充する。
	●神門中筋線沿線	出雲大社の参道としての活性化が課題であるこ とから、機能の更新・強化を図り、大社地域市 街地の中心都市軸としての整備を進める。
	市街地内幹線道路の沿線	市街地内幹線道路の後背地には、一般の住宅地 が形成されており、これら住宅地の日常利便の 向上が課題であることから、付近住宅地の日常 購買需要を賄う地区中心的な商業業務地を配置 する。
工業地	長浜地区(出雲市長浜町) 直江地区(斐川町直江町)	既に基盤整備がなされ、工業地として土地利用 が確立されているため、工業地としての環境の 維持・保全を図る。
	西代地区(出雲市西代町) 吉原地区(出雲市東福町)	工業地として土地利用が確立されているため、 工業地としての環境の維持・保全を図る。
	東部工業団地 (出雲市小境町)	既に工業施設が立地しているが、今後とも工業 誘致を進め、自然環境と調和した工業地として 整備に努める。
	河下港	コンクリート関連、エネルギー関連等の多様な 産業拠点として整備を努める。
	(仮)出雲 IC 周辺	山陰道による高速アクセスを生かし、医療・福 祉・情報・環境等の高度産業複合拠点とする。
	(仮)多伎 IC 周辺	既に工業施設が立地しているが、山陰道による 高速アクセスを生かし、今後とも工業誘致を進 め、自然環境と調和した工業地として整備に努 める。
	斐川 IC 周辺	山陰道による高速アクセスを生かし、高度産業 の拠点となる工業地を配置する。また、基盤整 備が進んでいる地区については、進出企業の誘 致に努めるとともに、工業団地としての環境の 維持・保全を図る。
流通 業務地	高松地区(出雲市高松町)	一般国道 9 号に隣接していることから、広域的 な物流の拠点として、流通業務地を配置する。

②土地利用の方針

a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

地区名等	方 針
J R 出雲市駅南地区	人の交流が活発な地区であり、その機能を最大限に発揮するため、商業業務地として、商業業務施設の集積を図り、適正な用途の誘導に努める。
白枝地区（出雲市白枝町） 渡橋地区（出雲市渡橋町） 中野地区（出雲市中野町） 上塩冶地区（出雲市上塩冶町）	農住混在が生じている地区において、住居系の用途純化を図り、良好な居住環境の向上を図る。
大社町既成市街地	住宅、商業、工業の各施設が混在している地区において、住居系への用途純化を図り、良好な居住環境の向上を図る。
準工業地域	準工業地域において、一定規模以上の大規模集客施設の立地を制限した特別用途地区の指定に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

地区名等	方 針
今市地区（出雲市今市町） 大津地区（出雲市大津町） 塩冶地区（出雲市塩冶町） 平田地区（出雲市平田町） 杵築地区（出雲市大社町） 直江地区（斐川町直江町、上直江） 荘原地区（斐川町荘原町）	住宅が密集している地区については、居住環境を改善するため、建て替え、敷地の共同化などによる土地の有効利用を図るとともに、公園・道路等の基盤整備を総合的に行うことにより、良好な市街地環境の形成を図る。
大津地区（出雲市大津町） 塩冶神前地区（出雲市塩冶神前） 上塩冶地区（出雲市上塩冶町） 平田地区（出雲市平田町、東福町） 西平田地区（出雲市西平田町） 修理免地区（出雲市大社町） 直江地区（斐川町直江町、上直江） 荘原地区（斐川町荘原町）	比較的良好な低層の住宅地が形成されつつあることから、今後も良好な居住環境を保持し、周辺環境と共生したゆとり有る住宅地の形成に努める。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

地区名等	方 針
一の谷公園 愛宕山公園 斐川公園	市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として、総合公園である一の谷公園、愛宕山公園及び斐川公園の維持、保全に努める。
出雲大社周辺	出雲大社及びその周辺に点在する寺社・仏閣、参道の松並木等によって形成される風致の維持、保全に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺部 田園緑地	ほ場整備事業の実施等により、生産性の高い優良な集団農地を形成している地区について、これらの農地の保全を図るほか、その他営農意欲が高い地区等の農地の保全を図る。

e 災害の防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地区名等	方 針
●建築基準法第 39 条（災害危険区域） ●地すべり等防止法第 3 条（地すべり防止区域） ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条（急傾斜地崩壊危険区域） ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 6 条（土砂災害警戒区域） - 第 8 条（土砂災害特別警戒区域）	災害防止の観点から、市街化の抑制を図る。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

地区名等	方 針
田園緑地	築地松と散居集落によって形成される優れた田園景観の維持、保全に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

地区名等	方 針
市街地周辺部	幹線道路沿線、宅地化が進行している地区及び計画的な市街地整備として基盤整備が行われた地区、あるいは行われることが確実な地区では、周辺の自然環境との調和を図りながら、計画的な土地利用を図り、必要に応じて用途地域、地区計画及び特定用途制限地域等を指定する。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、松江圏都市計画区域とともに経済、文化の中心であり、県内外からの交通網の要となっている。その交通体系は北側に国道 431 号、ほぼ中央に国道 9 号がそれぞれ東西方向に並行に延びており、この 2 本が本区域の骨格を形成している。鉄道網においては、JR 西日本山陰本線が国道 9 号に並行に延び、一畑電車は北松江線と大社線がある。路線バスは出雲市駅を、生活バスは雲州平田駅を中心に放射状に延びている。また、空の玄関口として出雲空港を、海の玄関口として河下港を有する。

道路整備については、「山陰道」、地域高規格道路「境港出雲道路」など、広域的な交流を通じて地域の発展に果たす役割が大きい高速交通道路網や、国道 9 号の慢性的な渋滞解消のための国道 9 号バイパス等の各種道路整備が進められている。

今後、これら広域交通網の整備と都市活動の活性化に伴い、自動車交通を中心に交通需要は、増加していくものと予測される。このため、県の中心都市として相応しい広域交流都市圏をめざし、効率的な交通網を確立するため各種交通手段の機能分担に配慮しながら、円滑で利便性の高い都市交通が確保されるよう次の方針のもとに、総合的に交通体系の整備を図る。

本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

○広域道路ネットワークの確立

「山陰道」と連携した山陰地域の拠点にふさわしい広域道路ネットワークを確立するため、地域高規格道路「境港出雲道路」、一般国道及び県道等からなる広域幹線道路網の充実を図る。

○区域内道路ネットワークの確立

本区域における都市活動をより効率的なものとすることを目指した、各地域の環状道路網の拡充を図り、各地域の道路ネットワークを確立するため、環状道路網に加え、県道及び市町道等からなる幹線道路網の充実を図る。本区域内の各地域相互を結ぶ路線の整備を推進し、一体の都市としての連携を強化するとともに、生活の基盤となる道路網を形成する。

○自転車・歩行者空間の整備

バリアフリーに配慮した安全で快適な自転車・歩行者空間の整備を目指す。

○駐車場の整備

駐車場の整備については、駐車需要の質と量に応じて、官民が適切な役割分担に基づく施策を総合的かつ効率的に展開する。

○公共交通の充実

JR 及び一畑電車の各駅においては、輸送力の増強や公共交通機関の円滑な乗り継ぎ強化等の利便性の向上に努める。路線バスや生活バスについては、新たなバス交通システムの構築を行い定時制の確保や乗り継ぎ等の連携強化、バリアフリーや環境に配慮した車両、待合所などの整備を図る。また、駅前広場については、鉄道と道路交通の利便を向上し、駅前交通の混雑を解消して円滑な交通を確保する。

○出雲空港の整備

出雲空港については、既存路線の維持・充実を図るとともに、山陰の拠点空港にふさわしい空港を目指し、空港施設の機能拡充と路線の拡大を目指す。

○河下港の整備

河下港については、県東部の海の玄関口として港湾機能の拡充と海運利用の拡大を図るとともに、海の交流空間としての湾岸地域の整備を進める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整 備 水 準 の 目 標
道 路	平成 12 年度末現在で用途地域内における幹線道路網が約 $2.2\text{km}/\text{km}^2$ の整備水準で整備されているが、20 年後の平成 32 年度末には、概ね $3.8\text{km}/\text{km}^2$ 程度になることを目標として整備を進める。 また、山陰道は早期の全線供用を目指し、地域高規格道路「境港出雲道路」は段階的に整備を進めていく。 ※整備水準＝ 幹線道路改良済み延長（概成済含む）(km)／用途地域面積(km^2)

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配 置 の 方 針
高規格道路 及び地域 高規格道路	本区域と周辺都市を広域的かつ高速に連絡するため、「山陰道」と地域高規格道路「境港出雲道路」を配置し、出雲・宍道湖・中海周辺都市をリンクする 8 の字の骨格軸を形成する。
幹線道路	市街地間の連携強化を図るため、国道 9 号、国道 9 号バイパス（㊦斐川出雲線）及び国道 431 号を配置し、東西の骨格軸を形成する。 <出雲市出雲地域> ・中心市街地への通過交通の流入を抑制するため、㊦斐川出雲線（国道 9 号バイパス）、㊦今市川跡線、㊦今市古志線、㊦古志小山線及び㊦渡橋浜山公園線からなる外環状道路を配置する。 ・外環状道路内には、㊦神立白枝線（国道 9 号）、㊦今市川跡線、㊦今市古志線、㊦医大前新町線及び㊦高砂町渡橋線からなる中環状道路を配置する。 ・中環状道路内には、㊦二京町三京町線、㊦北本町南本町線、㊦下沢高西線及び㊦国道 9 号有楽町線からなる内環状道路を配置する。 ・環状道路から郊外部、周辺市町、主要拠点、山陰道 IC を結ぶ放射状道路として、㊦渡橋浜山公園線、㊦出雲市駅前矢尾線～㊦矢尾今市線、㊦今市川跡線～㊦今市川跡日下線、㊦出雲三刀屋線、㊦医大前インター線、国道 184 号、㊦斐川出雲線～㊦神戸橋神西沖線（国道 9 号バイパス）を配置する。 <出雲市平田地域> ・中心市街地への通過交通の流入を抑制するため、㊦平田環状線を配置する。 ・環状道路から郊外部、周辺市町、主要拠点、山陰道 IC を結ぶ放射状道路を配置する。 <出雲市大社地域> ・中心市街地への通過交通の流入を抑制するため、㊦出雲大社平田線、㊦大社日御碕線及び㊦遙堪杵築線からなる環状道路を配置する。 ・環状道路から郊外部、観光拠点を結ぶ放射状道路を配置する。 <出雲市湖陵地域、出雲市多伎地域、斐川町> ・国道 9 号から郊外部、周辺市町、主要拠点、山陰道 IC を結ぶ道路を梯子状に配置する。

イ 鉄道

種 別	配 置 の 方 針
JR 西日本山陰本線 一畑電車北松江線 一畑電車大社線	現在、運行されている JR 西日本山陰本線、一畑電車北松江線及び大社線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。また、JR 西日本山陰本線、一畑電車北松江線の出雲市駅付近については、都市高速鉄道として連続立体交差による出雲地域内の都市交通の円滑化を図る。

ウ その他

種 別	配 置 の 方 針
駅前広場	都市における公共交通の玄関口として、JR 出雲市駅及び一畑電車雲州平田駅に配置し、機能の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手（一部区間を含む）することを予定している
主要な施設は次のとおり。

主要な施設	市町名	路 線 名 等				
		高規格道路	地域高規格道路	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路
道路	出雲市	⑨ 宍道出雲線 (山陰道)	⑨ 出雲インター線 (境港出雲道路)	⑨ 斐川出雲線 (国道 9 号 BP)	⑨ 出雲市駅前 矢尾線	⑨ 上成 新町線
		⑨ 出雲仁摩線 (山陰道)	⑨ 国道 9 号 インター線 (境港出雲道路)	⑨ 今市古志線	⑨ 医大前 新町線	⑨ 大津中央 一の谷線
			⑨ 神戸橋神西沖線 (境港出雲道路)	⑨ 今市川跡線	⑨ 中町瑞穂 大橋線	⑨ 天神 一の谷線
			⑨ 斐川出雲線 (境港出雲道路)	⑨ 医大前 インター線	⑨ 神門中筋線	⑨ 新崎 大塚線
			国道 431 号 東林木 BP (境港出雲道路)	⑨ 遙堪杵築線	○ 矢尾今市線	⑨ 国道 9 号 有楽町線
				⑨ 多伎 インター線		⑨ 出雲市駅前 白枝線
				⑨ 出雲 三刀屋線 BP		⑨ 下沢高西線
						⑨ 北本町 南本町線
						⑨ 二京町 三京町線
						⑨ 元町 中の島線
						⑨ 北荒木 赤塚線
	斐川町	⑨ 宍道出雲線 (山陰道)		⑨ 斐川出雲線 (国道 9 号 BP)	⑨ 斐川中央線	⑨ 南広域線
				⑨ 直江武部線	⑨ 神氷富村線	

②下水道及び河川

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。特に本区域は、湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である宍道湖・中海を擁しており、下水道の普及が急務となっている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な事業を選択していくものとし、基本的に市街地内では、宍道湖流域下水道（西部処理区）及び流域関連公共下水道により整備し、市街地郊外部の既存集落では、単独公共下水道あるいは下水道事業以外の農業集落排水や合併処理浄化槽等による污水处理施設の整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

ii 河川

本区域には、斐伊川、神戸川の二大河川のほか、多くの中小河川が流下し、順次その整備が進められるとともに治水上重要な役割を果たしている。

斐伊川については、昭和47年7月の豪雨を契機とした抜本的な治水対策として、上流部の志津見・尾原ダム、下流部の大橋川改修とともに、本区域においては、斐伊川中流部の放水路（新川開削及び神戸川の拡幅）、宍道湖の湖岸堤の整備により、洪水に対する都市機能の保全を図るものとする。

その他の中小河川については、近年都市化の進展とともに治水安全度が低下しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、山林、農地等を保全することにより、流域が本来有している保水、遊水機能を確保するなど総合的な治水対策を講ずるものとする。また、集中豪雨等により浸水する箇所があることから、市街地保護の観点からその実態に応じて積極的に整備していく。河川整備を行う際には、動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、川や地域の個性を生かした親水護岸の整備を図り、人々が親しめる河川空間の整備に努めていく。

また、各水系において、利水については水利使用者との調整を図りながら水資源の有効かつ適正な利用に努めるものとする。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道 (污水)	行政区域における、平成17年度末現在の污水处理人口普及率は出雲市で61.4%、斐川町で73.4%である。今後、污水处理施設整備構想（第3次構想）に基づき整備の促進を図り、平成22年度末には、出雲市で約76%、斐川町で約94%程度になることを目標とし、更には、最終目標として污水处理人口普及率100%を目指し、より一層の整備推進に取り組む。
河 川	斐伊川、神戸川（斐伊川放水路）は、年超過確率 1/150 に対する治水安全度を、新内藤川は、年超過確率 1/50 に対する治水安全度を、平田船川、湯谷川は、年超過確率 1/10 に対する治水安全度を確保することを目標に整備する。また、中小河川は、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標に整備する。

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整 備 概 要 等
下水道	本区域内における下水道普及率をより向上させるため流域関連公共下水道や農業集落排水の整備を促進する。また、流域関連公共下水道の普及に対応して終末処理場（宍道湖西部浄化センター）の処理能力の向上を図る。
河 川	斐伊川及び神戸川の改修、斐伊川放水路の整備及び宍道湖の湖岸堤整備 新内藤川、赤川、十間川、平田船川、湯谷川、東郷川、高瀬川（斐川町）等の改修

③その他の都市施設

a 基本方針

本区域においては、地域住民が健康で文化的な市民生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他都市施設については、既存施設の有効利用に努めるほか、設備の近代化を進め、必要に応じた施設の整備を図る。

特に住民が衛生的な居住環境の下で日常生活が送れるよう、ごみ・汚物処理施設の機能強化を図る。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、鉄道駅を中心に市街地が形成されており、良好な住環境の確保、産業活動や都市活動を確保するために、市街地内では、都市基盤施設の整備を計画的に推進し、都市機能の整備・充実を図っていく。

②市街地整備の目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な事業は次のとおり。

事業名等	地 区 名 称 等
土地区画整理事業	出雲市出雲地域 西出雲駅南地区
	天神一の谷線沿線地区
	出雲市湖陵地域 板津地区
	斐川町 直江中央地区、直江駅西地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、中国山地に連なる諸丘陵に囲まれ、平野部は斐伊川によって形成された沖積平野である。日本海、宍道湖、神西湖の大きな水辺を控え、斐伊川水系、十間川水系等の多くの河川が流れている。この地域には、出雲地域、平田地域、大社地域、湖陵地域、多伎地域及び斐川町の6つの市街地が発達する一方、市街地の周辺は水田、畑地、樹林地及び水辺地が広がっており、豊かな自然環境を形成しているとともに、古代出雲文化の発祥の地であり遺跡などの歴史的意義の高いものも多い。

現在、少子・高齢化、高度情報化、国際化等の急速な進展や生活スタイルの個性化・多様化に伴う都市の緑や自然環境とのふれあい、阪神・淡路大震災に代表される都市防災問題、都市部のヒートアイランド現象など地球規模での環境問題に関しても、都市内部における緑の重要性が高まっている。

そのため、適切な配置計画をたて、官民共同による総合的な緑の保全と創出を図っていかねばならない。本区域の自然、文化、伝統を後世に伝えつつ明るい都市生活を営むために、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、防災性の向上、美しい街並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

イ 緑地の確保水準

i 緑地の確保目標水準

平成32年における 緑地確保目標量	将来市街地面積に対する 割合 A	都市計画区域面積に対する 割合 B
	概ね 288ha 約 11 %	概ね 12,500 ha 約 40%

A = (将来用途地域内の緑地確保目標量) / (将来用途地域面積)

B = (緑地の確保目標量) / (都市計画区域面積)

ii 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年 次	現 況 (平成12年)	目標年次 (平成32年)
目標水準	約 13 m ² /人	約 16 m ² /人

ｂ 主要な緑地の配置の方針

本地域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に配慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

緑地系統	配 置 の 方 針
環境保全系統	都市生活に密着した河川緑地や自然緑地、都市公園を整備し、ネットワーク化を図る。
	神社仏閣や文化財等と一体となって歴史的風土を保っている樹林地は緑地として保全を図る。
	緑の少ない中心市街地内で街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園を整備し、都市環境の改善を図る。
	植物、昆虫、小動物等の生態系の維持されている樹林地や宍道湖、神西湖の保全整備を図る。
レクリエーション系統	小学校区、幹線街路、河川等により設定された近隣住区ごとに、地域特性を考慮し、住区基幹公園等を適切に配置するとともに、子供から高齢者まで身近に利用できる遊戯、運動、休養等の場の整備を図る。
	住民の休養、休息、運動、自然や文化とのふれあい等を通じて、住民の健康の維持、増進、文化活動等に資する場として一の谷公園、真幸ヶ丘公園、愛宕山公園、湖陵総合公園、斐川公園及び手引ヶ丘公園を配置する。
	市町の区域を超える広域のレクリエーション需要に対応できる広域公園として県立浜山公園を配置する。
	レクリエーションの利用効果を高めるため、公園や公共施設を結ぶ緑道の整備を図る。
防災系統	土砂流出やがけくずれ、地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
	地震時、火災時の避難地及び防災活動の拠点となる総合公園、運動公園など大規模な公園の整備を図るとともに、一次避難地となる地区公園を配置する。また、避難路として河川等を利用した緑道の整備を図り、河川等を利用した防災上の遮断帯を確保する。
	幹線道路沿いや工業団地周辺の必要箇所については、環境保全等を考慮し、緩衝緑地となるような緑地の整備を図る。
景観構成系統	都市の背景となる良好な自然環境を有する北山山地、南部丘陵地、日本海沿岸等の保全を図る。
	日本海沿岸、斐伊川、宍道湖及び神西湖等において親水性のある水辺環境の整備保全を図る。
	中心市街地において、うるおいとゆとりを感じさせる住区基幹公園を配置する。
	郷土景観を構成する築地松散居集落は、島根県を代表する景観として保全を図る。

総合的な緑地	本区域は中国山系から続く山地丘陵地、北山山地、日本海、斐伊川、宍道湖及び神西湖等の自然緑地に囲まれている。これらの緑地に連続的に連なる緑地を骨格として配置するとともに市街地内の良好な緑地を体系的に結びつけるよう配置することを基本としている。この骨格部に相当する緑地の他、市街地の背景となる樹林地や水辺、また日常生活に密接な関わり合いのある緑地の保全を図る。
--------	--

c 実現のための具体の都市計画制度の方針

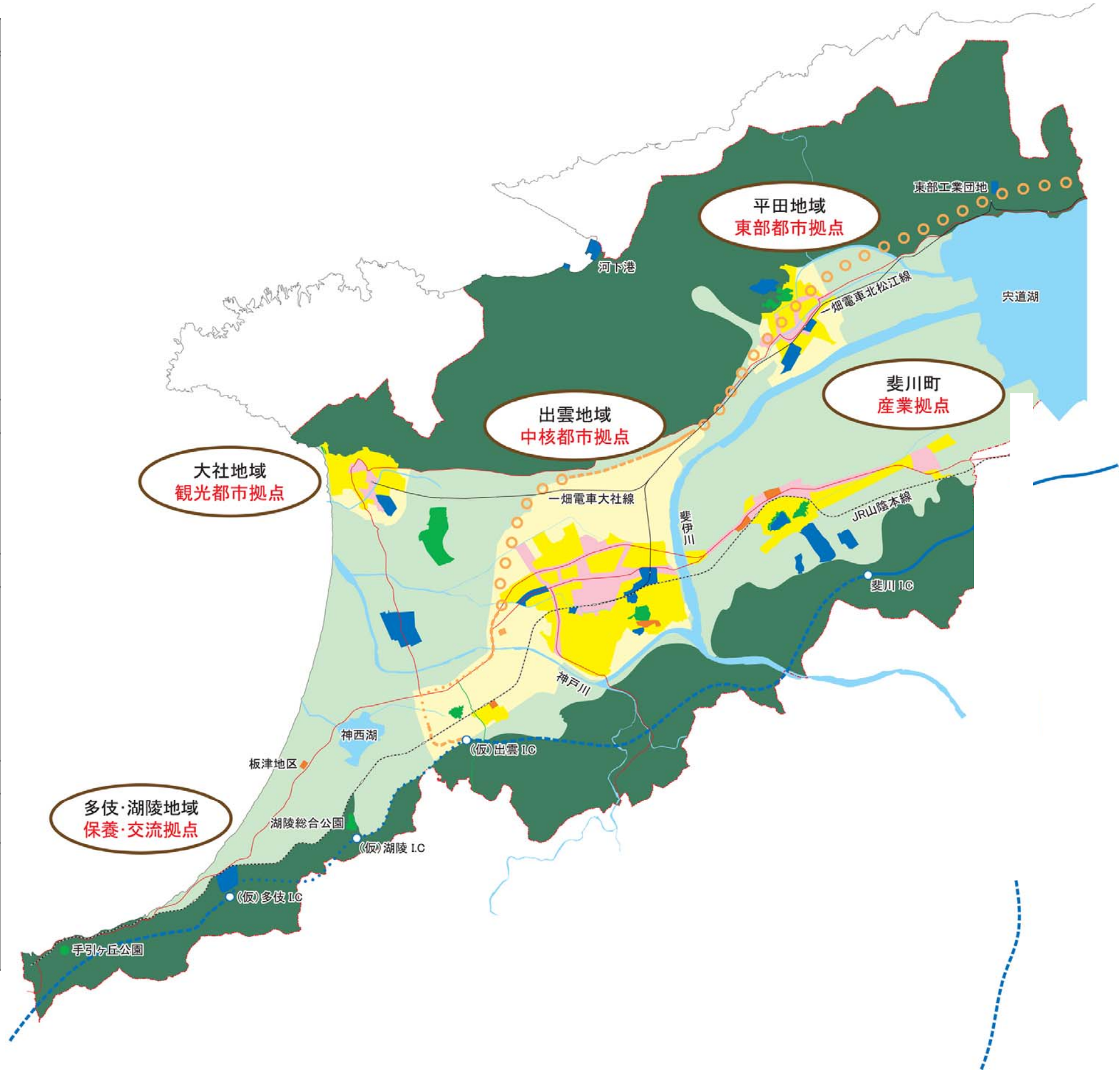
市街地開発事業の施行にあたっては、公園、緑地、広場、歩行者専用道路、自転車道等を都市施設として一体的に整備する。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

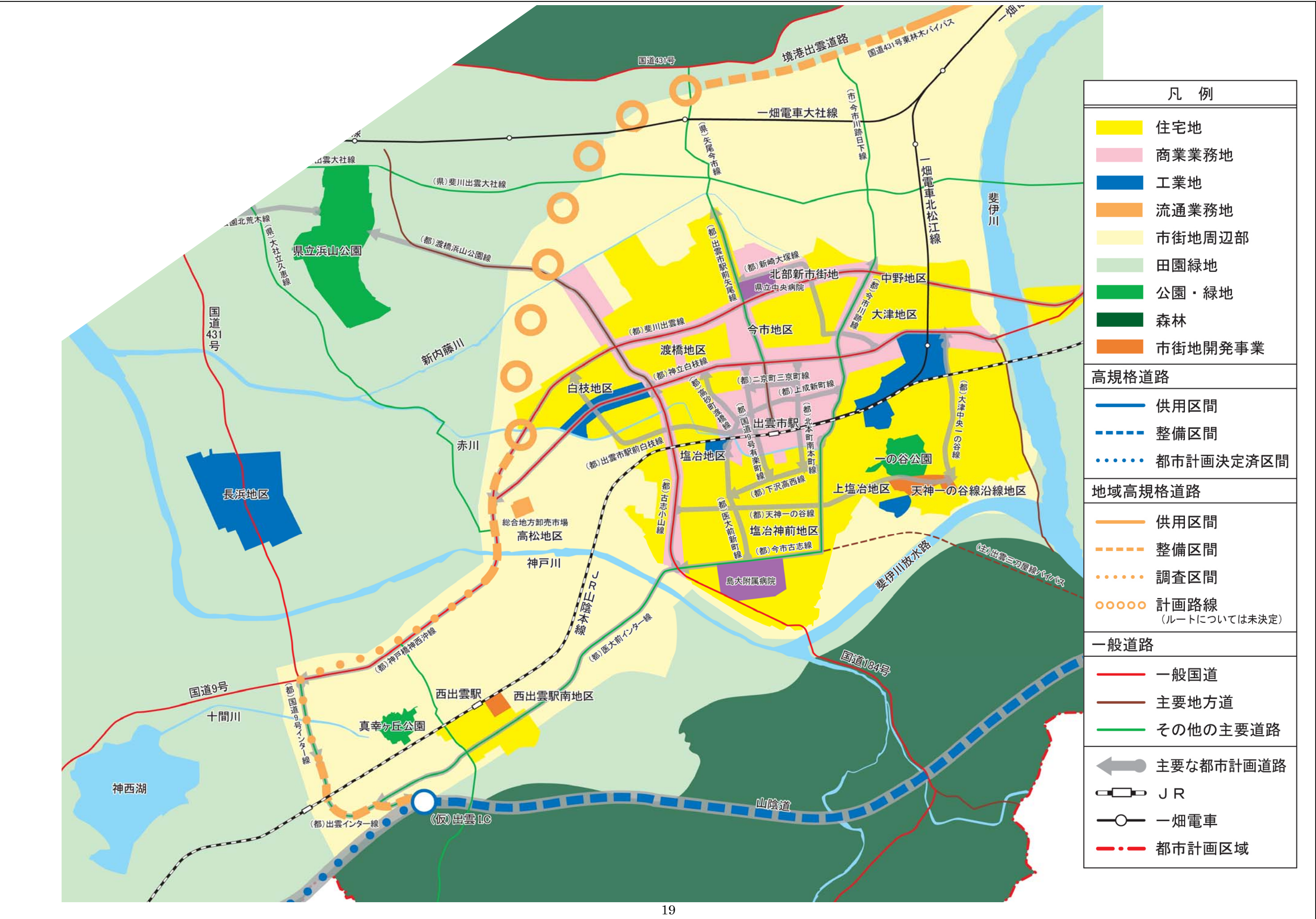
良好な樹林地や水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については風致地区や緑地保全地域等の指定を図るなど整備、保全に努める。

良好な住環境を整備誘導するため、地区計画制度や緑化協定等により緑化を推進する。

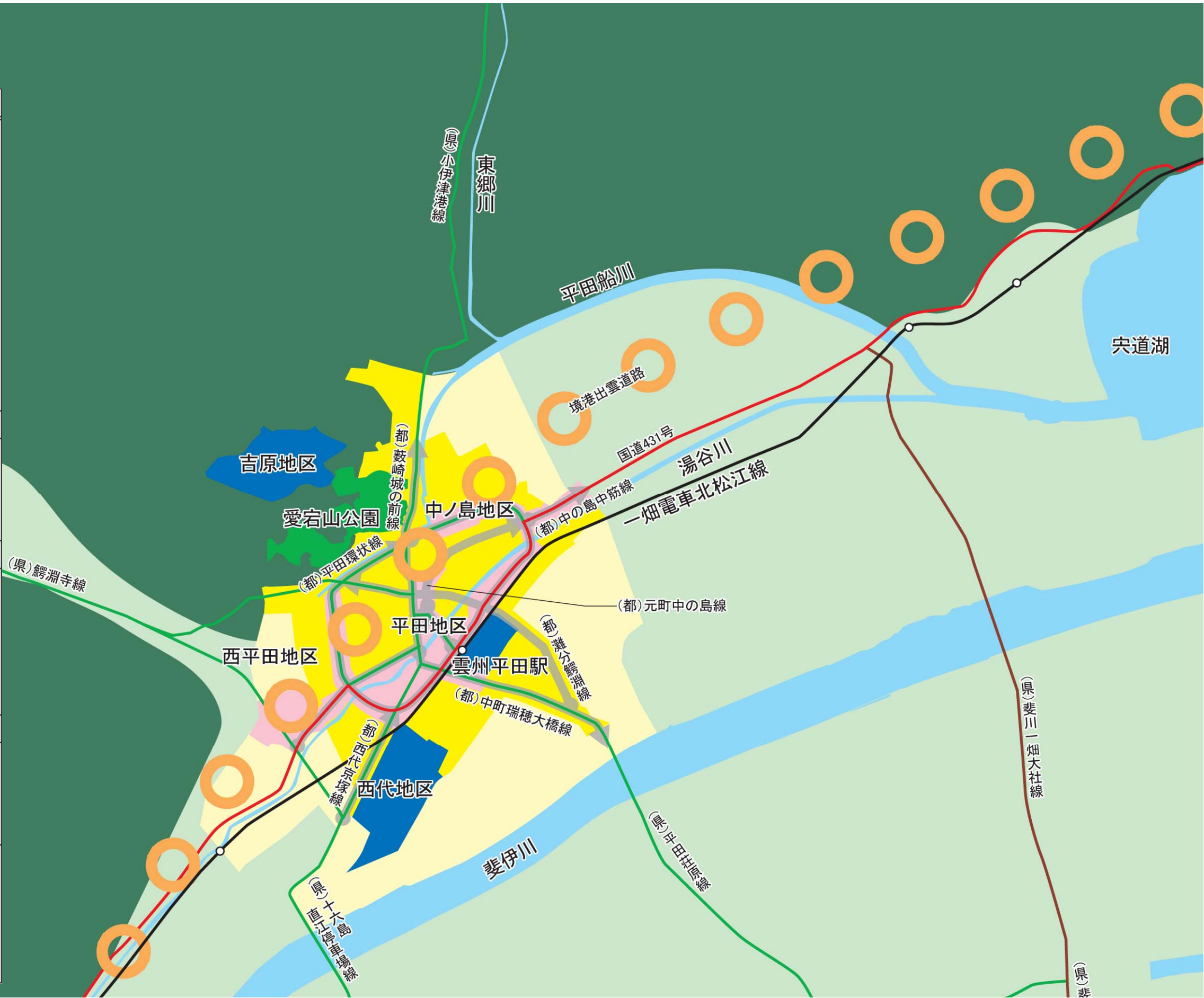
凡 例	
	住宅地
	商業業務地
	工業地
	流通業務地
	市街地周辺部
	田園緑地
	公園・緑地
	森林
	市街地開発事業
高規格道路	
	供用区間
	整備区間
	都市計画決定済区間
地域高規格道路	
	供用区間
	整備区間
	調査区間
	計画路線 (ルートについては未決定)
一般道路	
	一般国道
	J R
	一畑電車
	都市計画区域



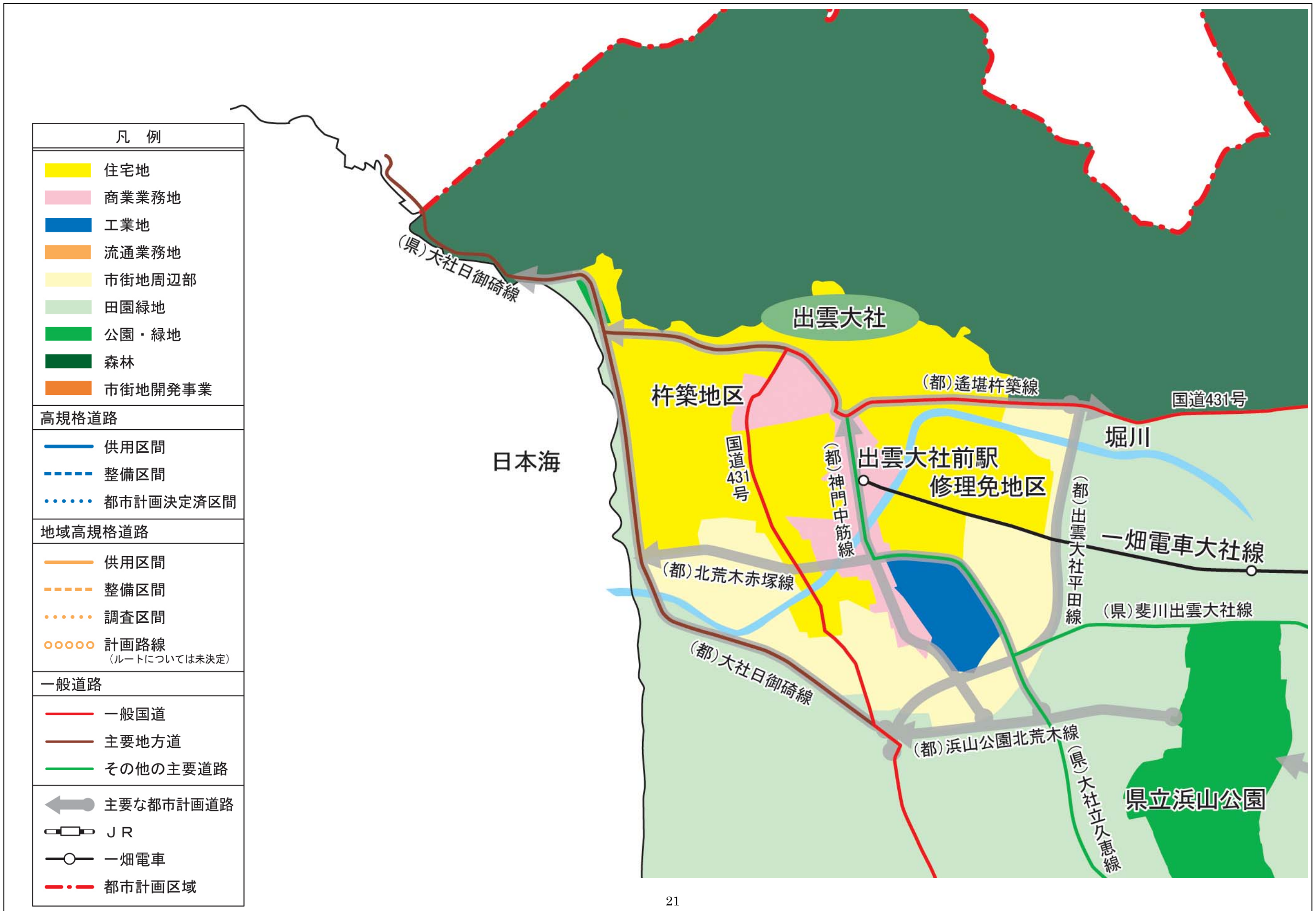
■出雲地域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



凡 例	
	住宅地
	商業業務地
	工業地
	流通業務地
	市街地周辺部
	田園緑地
	公園・緑地
	森林
	市街地開発事業
高規格道路	
	供用区間
	整備区間
	都市計画決定済区間
地域高規格道路	
	供用区間
	整備区間
	調査区間
	計画路線 (ルートについては未決定)
一般道路	
	一般国道
	主要地方道
	その他の主要道路
	主要な都市計画道路
	J R
	一畑電車
	都市計画区域



■大社地域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



■斐川町 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図

